

中之条町国土調査法による地籍調査の成果の修正に関する事務取扱要綱をここに公布する。

令和4年9月30日

中之条町長 伊能正夫

中之条町告示第82号

中之条町国土調査法による地籍調査の成果の修正に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が地籍調査の成果を登記所に送付した後、当該成果に誤りが発見され、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項の規定に準じ町が登記所へ修正を申し出る（以下「修正申出」という。）場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、町の地籍調査の成果を登記所に送付した後、当該成果に誤りが発見された場合に適用する。

(修正申出の対象)

第3条 町が行う修正申出は、次のとおりとする。

- (1) 地図訂正
- (2) 地目訂正
- (3) 地積更正
- (4) その他土地の表示の修正に関する事項

(修正申出の申請)

第4条 修正申出を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、地籍調査の成果の修正申出書（様式第1号）を町に提出し、現地の確認及び調査を受けるものとする。この場合において、申請者は、当該地及び隣接地の境界確認又は測量業務の遂行に関し町に協力するものとする。

(修正申出のできる土地)

第5条 修正申出ができる土地は、当該地の地籍調査を行ってから、次の各号のいずれ

れの登記もされていない土地とする。

- (1) 売買による所有権移転登記
 - (2) 分筆又は地積更正登記
 - (3) その他測量を伴う登記
- (申請内容の調査)

第6条 修正申出の申請があったときは、次に掲げる書類等により、町は地籍調査の成果についての誤り及び地籍調査における明らかな町の瑕疵の有無を調査するものとする。

- (1) 地籍調査以前の登記関係書類
 - (2) 地籍調査実施当時の調査資料
 - (3) 関係土地所有者等からの聞き取り
- (修正申出等)

第7条 前条の調査の結果、地籍調査の成果の誤りがあったと認められ、かつ、地籍調査において明らかな町の瑕疵があったと認められる場合は、町が、登記所の登記官と「地籍調査の成果の誤り等の処理について」(昭和38年4月5日付け経済企画庁通達。以下「通達」という。)に規定される手続における修正の可否について協議のうえ、登記所への修正申出の手続を行うものとする。

2 前項の規定により修正申出の手続を行う場合は、申請者は、町に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 修正される土地の利害関係人の同意書
 - (2) 地図訂正及び地積更正で面積に増減がある場合は、隣接土地所有者及び利害関係人の承諾書
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (費用負担)

第8条 前条の手続に要する測量及び書類作成の費用は、町が負担するものとする。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。